

平成22年11月17日

総務部文書法務課

## 平成22年第四回練馬区議会定例会 提出議案一覧表

条 例 ……10件（制定1件、一部改正9件）  
 道路認定 ……4件（認定4件）  
 契 約 ……3件（工事請負契約1件、物品の買入れ1件、土地および建物の買入れ1件）  
 そ の 他 ……18件（財産の貸付け1件、指定管理者の指定17件）

No.	議案番号	件 名 お よ び 内 容 説 明	施行日等
1	101	練馬区政推進基本条例 練馬区の自治の基本理念、区民等の権利および責務ならびに議会および執行機関の役割等を明らかにし、参加・参画および協働の推進ならびに区政運営の基本的仕組みについて定めることにより、練馬区にふさわしい自治の実現を図り、もって区民福祉の向上に資するため、条例を制定する。	平成23年1月1日
2	102	公益的法人等への練馬区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 職員を派遣することができる団体に、一般財団法人練馬区障害者就労促進協会を追加する。	平成23年1月1日
3	103	練馬区立地区区民館条例の一部を改正する条例 児童館事業に係る利用時間を拡大する。（一部の地区区民館を除く。） 午前9時から午後5時まで→午前9時から午後6時まで	平成23年4月1日 一部の地区区民館においては、同年10月1日
4	104	練馬区立厚生文化会館条例の一部を改正する条例 児童館事業に係る利用時間を変更および拡大する。 午前9時から午後5時まで →午前10時から午後6時まで（土曜日および夏季休業日等の学校休業日においては、午前9時から午後6時まで）	平成23年4月1日
5	105	練馬区立児童館条例の一部を改正する条例 開館時間を変更および拡大する。 午前9時から午後5時まで →午前10時から午後6時まで（土曜日および夏季休業日等の学校休業日においては、午前9時から午後6時まで）	平成23年4月1日
6	106	練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例 1 学童クラブ1か所を廃止する。 練馬第三小学童クラブ：練馬区貫井一丁目36番15号 2 石神井町学童クラブ、光が丘どんぐり学童クラブおよび光が丘すみれ学童クラブについて、保育および指導時間を延長する。 保育および指導時間の延長施設 14施設→17施設	平成23年4月1日
7	107	練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例 関子ども家庭支援センターにおいて夜間一時保育を開始することに伴い、交流室兼保育室の利用時間を延長する。 夜間一時保育の実施施設 3施設→4施設	平成23年5月1日

No.	議案番号	件 名 お よ び 内 容 説 明	施行日等
8	108	練馬区立都市公園条例の一部を改正する条例 公園1か所を新設する。 大泉学園町希望が丘公園：練馬区大泉学園町九丁目1番2号	平成23年4月4日
9	109	練馬区立児童遊園条例の一部を改正する条例 児童遊園1か所を新設する。 南が丘児童遊園：練馬区南田中四丁目7番36号	公布の日
10	110	練馬区立スポーツ施設条例の一部を改正する条例 大泉学園町希望が丘公園内に屋外スポーツ施設を新設する。 大泉学園町希望が丘公園運動場：練馬区大泉学園町九丁目1番2号	平成23年4月4日 多目的運動広場については、同年6月1日
11	111 114	特別区道路線の認定について（4件） 道路法第8条第1項の規定に基づく特別区道路線の認定を行うに当たり、同条第2項の規定に基づき議決を求める。	
12	115	仮称練馬区立中村中央公園他整備工事請負契約 〔入札期間〕 平成22年10月20日から同年11月4日まで 〔開札期日〕 平成22年11月4日 〔契約金額〕 283,500,000円 〔相手方〕 アゴラ・豊和建设共同企業体 〔工期〕 契約確定日の翌日から270日間 〔工事場所〕 練馬区中村一丁目17番、18番および19番地内 ほか 〔工事規模〕 原っぱ広場、外周園路、園路、草地広場、防災井戸施設 ほか	
13	116	練馬区立豊玉南小学校給食調理用厨房備品の買入れについて 〔入札期間〕 平成22年10月13日から同月22日まで 〔開札期日〕 平成22年10月22日 〔契約金額〕 40,057,500円 〔相手方〕 有限会社 丸光厨房 〔納入期日〕 第1期 平成22年12月16日から同月24日まで 第2期 平成23年3月1日から同月13日まで 〔納入場所〕 豊玉南小学校	
14	117	土地および建物の買入れについて（日本銀行石神井運動場） 〔目的〕 公園として整備するため 〔土地〕 所在：練馬区石神井台一丁目1816番1 ほか11筆 地目：山林、宅地、保安林および雑種地 面積：48,032.68㎡ 〔建物〕 所在：練馬区石神井台一丁目1823番3 構造：鉄筋コンクリート造 ステンレス鋼板葺2階建 面積：2,071.27㎡ 〔買入れ金額〕 8,486,368,640円 〔相手方〕 日本銀行	
15	118	財産の貸付けについて（旧光が丘第三小学校） 旧光が丘第三小学校をつぎのとおり貸し付ける。 〔貸付料〕 総額 360,000,000円 〔貸付期間〕 平成24年4月1日から平成34年3月31日まで 〔相手方〕 株式会社 アオバインターナショナルエデュケーションシステムズ	

No.	議案番号	件 名 お よ び 内 容 説 明	施行日等
16	1 1 9	指定管理者の指定について（練馬区立練馬文化センター） 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うに当たり、同条第6項の規定に基づき議決を求める。 〔指定の期間〕平成23年4月1日から平成28年3月31日まで	
17	1 2 0	指定管理者の指定について（練馬区立大泉学園ホール） 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うに当たり、同条第6項の規定に基づき議決を求める。 〔指定の期間〕平成23年4月1日から平成28年3月31日まで	
18	1 2 1	指定管理者の指定について（練馬区立東京中高年齢労働者福祉センター） 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うに当たり、同条第6項の規定に基づき議決を求める。 〔指定の期間〕平成23年4月1日から平成28年3月31日まで	
19	1 2 2	指定管理者の指定について（練馬区立勤労福祉会館） 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うに当たり、同条第6項の規定に基づき議決を求める。 〔指定の期間〕平成23年4月1日から平成28年3月31日まで	
20	1 2 3	指定管理者の指定について（練馬区立光が丘区民ホール） 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うに当たり、同条第6項の規定に基づき議決を求める。 〔指定の期間〕平成23年4月1日から平成28年3月31日まで	
21	1 2 4	指定管理者の指定について（練馬区立関区民ホール） 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うに当たり、同条第6項の規定に基づき議決を求める。 〔指定の期間〕平成23年4月1日から平成28年3月31日まで	
22	1 2 5	指定管理者の指定について（練馬区立光が丘デイサービスセンター） 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うに当たり、同条第6項の規定に基づき議決を求める。 〔指定の期間〕平成23年4月1日から平成28年3月31日まで	
23	1 2 6	指定管理者の指定について（練馬区立光が丘高齢者センター） 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うに当たり、同条第6項の規定に基づき議決を求める。 〔指定の期間〕平成23年4月1日から平成28年3月31日まで	
24	1 2 7	指定管理者の指定について（練馬区立関高齢者センター） 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うに当たり、同条第6項の規定に基づき議決を求める。 〔指定の期間〕平成23年4月1日から平成28年3月31日まで	

No.	議案番号	件 名 お よ び 内 容 説 明	施行日等
25	1 2 8	指定管理者の指定について（練馬区立大泉ケアハウス） 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うに当たり、同条第6項の規定に基づき議決を求める。 〔指定の期間〕平成23年4月1日から平成28年3月31日まで	
26	1 2 9	指定管理者の指定について（練馬区立高野台敬老館） 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うに当たり、同条第6項の規定に基づき議決を求める。 〔指定の期間〕平成23年4月1日から平成28年3月31日まで	
27	1 3 0	指定管理者の指定について（練馬区立関町リサイクルセンター等） 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うに当たり、同条第6項の規定に基づき議決を求める。 〔指定の期間〕平成23年4月1日から平成28年3月31日まで	
28	1 3 1	指定管理者の指定について（練馬区立氷川台駅第五自転車駐車場等） 新設する氷川台駅第五自転車駐車場、氷川台駅第六自転車駐車場および氷川台駅第七自転車駐車場について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うに当たり、同条第6項の規定に基づき議決を求める。 〔指定の期間〕平成23年1月1日から同年3月31日まで	
29	1 3 2	指定管理者の指定について（練馬区立江古田駅自転車駐車場等） 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うに当たり、同条第6項の規定に基づき議決を求める。 〔指定の期間〕平成23年4月1日から平成28年3月31日まで	
30	1 3 3	指定管理者の指定について（練馬区立練馬タウンサイクル等） 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うに当たり、同条第6項の規定に基づき議決を求める。 〔指定の期間〕平成23年4月1日から平成28年3月31日まで	
31	1 3 4	指定管理者の指定について（練馬区立軽井沢少年自然の家） 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うに当たり、同条第6項の規定に基づき議決を求める。 〔指定の期間〕平成23年4月1日から平成28年3月31日まで	
32	1 3 5	指定管理者の指定について（練馬区立武石少年自然の家） 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定を行うに当たり、同条第6項の規定に基づき議決を求める。 〔指定の期間〕平成23年4月1日から平成28年3月31日まで	